

株 主 各 位

東京都墨田区両国二丁目10番14号

## 株式会社ルネサンス

代表取締役社長執行役員 岡本利治

### 第40回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第40回定時株主総会において下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

- 報告事項**
- 第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

変更前	変更後
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>① <u>現行定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

**第 2 号議案** 取締役 9 名選任の件

本件は、原案どおり承認され、取締役に齋藤敏一、岡本利治、安澤嘉丞、望月美佐緒、吉田智宣、河本宏子、阿部奈美、虎山邦子、松井拓己の 9 名が選任され、就任いたしました。

以上

なお、本定時株主総会終了後の取締役会におきまして、代表取締役が選定されました。この結果、当社の取締役及び監査役は、次のとおりとなりました。

代	表	取	締	役	齋	藤	敏	一
代	表	取	締	役	岡	本	利	治
取		締		役	安	澤	嘉	丞
取		締		役	望	月	美	佐緒
取		締		役	吉	田	智	宣
取		締		役	河	本	宏	子
取		締		役	阿	部	奈	美
取		締		役	虎	山	邦	子
取		締		役	松	井	拓	己
監	査	役	(常勤)		西	村	正	則
監	査	役	(常勤)		田	中	俊	和
監		査		役	鉢	村		健
監		査		役	生	田	美	弥子

(注) 取締役のうち、河本宏子氏、阿部奈美氏、虎山邦子氏及び松井拓己氏は、社外取締役であります。  
監査役のうち、鉢村健氏及び生田美弥子氏は、社外監査役であります。